令和7年度（債務負担）南丹市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務

公募型プロポーザル実施要領

１．目的

　　本要領は、令和７年度（債務負担）南丹市高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画策定業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等必要な事項を定める。

２．業務概要

（1）業務番号　　７福高委第１５号

（2）業務名　　　令和７年度（債務負担）南丹市高齢者福祉計画・第１０介護保険事業計画策定業務

（3）業務内容　　老人福祉法第２０条の８に基づく「老人福祉計画」と介護保険法第１１７条第１項に基づく「介護保険事業計画」の２計画を一体とし、令和９年度を始期とした「南丹市高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画」（３か年計画）を策定するものである。

　　　　　また、本計画は介護保険サービス及び高齢者に係るサービスにおいて必要な見込量や整備計画等を示すものであることから、地域の実態把握・課題の分析、サービス見込量の設定をはじめ、自立支援や要介護状態の重度化防止、給付適正化等への取組及び目標設定が行えるよう、介護予防・日常生活圏域に係るニーズ調査や在宅サービス等に係る実態調査を実施するものである。

（4）業務場所　　南丹市内

（5）業務期間　　契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

（6）見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

　　〈令和７年度〉　基礎調査業務　　　３，５３１，０００円

　　〈令和８年度〉　計画策定業務　　　３，６０８，０００円

３．実施形式　　　公募型

４．日程

　令和７年　５月　７日（水）　　公募開始

　令和７年　５月１５日（木）　　質問締切

　令和７年　５月２０日（火）　　質問に対する回答

　令和７年　５月２８日（水）　　参加申込期限

令和７年　６月１８日（水）　　企画提案書の提出期限

令和７年　６月２５日（水）　　プレゼンテーション審査（予定）

５．参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

　（1）南丹市競争入札参加資格者であること。

　（2）公告から契約締結日までの間、南丹市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

　（3）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

　（4）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

　（5）次のアからカまでのいずれにも該当しないこと。

　　ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　　イ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有する者

　　ウ　役員等が暴力団員であると認められる者

　　エ　暴力団又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる者

　　オ　役員等が、不正に財産上の利益を得るため、又は債務履行を強要するために暴力団員による威力を利用したと認められる者

　　カ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えていると認められる者

　（6）市町村高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の実績を有していること。

６．参加申込の手続き

　（1）提出書類

　　　　プロポーザル参加申込書（様式１）

　　　　事業所概要（様式２）

　　　　業務実績書（様式３）

　　　　南丹市における入札参加資格認定通知書の写し

　　　※上記提出書類は、参加を希望する入札参加資格認定事業所について記載すること。

　（2）部数　　　　各２部

（3）提出方法

　　　　持参又は郵送による。

ただし、郵送の場合は、書留や配達記録、時間指定郵便等により郵送事故が起こらないように

　　　対策を講じること。

　（4）提出場所　　南丹市役所　福祉保健部　高齢福祉課（中央庁舎１階）

　（5）提出期限　　令和７年５月２８日（水）　午後５時まで

７．質問の受付及び回答

　本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

（1）受付期間

　　　　令和７年５月７日（水）から同年５月１５日（木）午後５時まで

　（2）受付方法

　　　　質問書（様式４）に記入の上、「１４．事務局」までＦＡＸで提出すること。電話又は口頭によ

る質問には応じない。

　（3）回答日・回答方法

　　　　令和７年５月２０日（火）

南丹市ホームページに掲載する。

　（4）質問内容

　　　　質問内容は、参加申込及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

　８．企画提案書の提出方法

　　　「６．参加申込の手続き」により参加申込した事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

（1）提出書類

　　　　「９．企画提案書について」に記載のとおり

　（2）提出方法

持参

　（3）提出先

「１４．事務局」に記載のとおり

（4）受付期間

令和７年５月２９日（木）から同年６月１８日（水）

　　　　※受付は、土、日、祝日を除き、午前９時から午後５時まで

（正午から午後１時までを除く。）

９．企画提案書について

　　　企画提案書は以下のとおりとする。

　（1）内容

　　　①企画提案書表紙（様式５）

　　　②企画提案書（様式自由。仕様書に基づいた内容とすること。ただし、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。）

　　　③工程表（様式自由）

　　　④参考見積書及び内訳書（様式自由。なお、金額は税抜とし、消費税を除いた見積限度額以下の金額とすること。）

　　　⑤予定担当者調書（様式６）

（2）提出部数

　　　　９部（正本１部、副本８部）

　（3）作成上の留意点

　　　①文字の大きさは、原則として１２ポイント以上とする。

　　　②文字を補完するための図、表、写真、イラスト、イメージ図の使用は任意とする。

　　　③企画提案書の印刷色は、カラー、白黒を問わない。

　　　④企画提案書の下段中央にページ番号を付すこと。

　　　⑤用紙は、Ａ４片面印刷を基本とし、Ａ４を超えるものは折込でＡ４とすること。

　　　⑥使用言語は日本語とし、企画提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。

　　　⑦企画提案書表紙（様式５）について、正本には、会社名称、所在地、代表者名及び代表者印を記載押印すること。なお、副本には会社名称、所在地、代表者名など企業名が特定できる情報は記載しないこと。

　　　⑧企画提案書各ページには、会社名称、社章、商標等、企業名が特定できる情報は記載しないこと。

１０．審査

　　　参加要件を満たすと認めた事業者に対し、南丹市プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別表「評価基準」に基づいた書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。

　　　なお、参加事業者が１者であった場合でも、審査を実施するものとする。また、参加事業者が多数の場合は、書類のみによる１次選考を実施し、その評価の低い参加事業者にあってはプレゼンテーション審査を実施しない場合がある。

　（1）日時

　　　　電子メールにて別途通知する。

　（2）場所

　　　　南丹市役所中央庁舎　２階　防災会議室

　（3）出席者

　　　　出席者は３名以内とする。

　（4）所要時間

　　　　４０分以内（説明１０～２０分、質疑応答１０～２０分）

　　　　※準備、後片付けの時間は含めないが、速やかな審査進行に協力すること。

（5）内容

　　　　説明は企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。

　（6）使用機器

　　　　プロジェクター、スクリーン、パソコン等機材の使用について

　　　　・プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルは本市で用意する。

　　　　・パワーポイント等を使用する場合、スライドを印刷した資料を企画提案書に添付して提出すること。

１１．結果通知等

　（1）優先契約交渉事業者の決定

　　　　審査委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者として決定する。なお、見積金額は評価点には加えずに審査を行い、最高評価点を得た者が複数の場合は、見積金額の最も安価な者とする。最も安価な見積金額を提示した者が複数ある場合にあっては、くじにより選定する。ただし、最高得点者の得点が評価配点合計の６割に満たない場合にあっては、優先契約交渉事業者の選定を行わず、再公募するものとする。

　（2）結果通知

　　　　審査結果は、優先契約交渉事業者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、南丹市ホームページに掲載する。

　　　　なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに本市の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

また、優先契約交渉事業者に選定されなかった者は、審査結果通知日から起算して７日（休日を含まない）以内に書面により、その理由について説明を求めることができる。

１２．契約締結

　　　審査の結果、優先契約交渉事業者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

　（1）「５．参加資格」に定める要件を満たすことができなくなったとき。

　（2）契約交渉が成立しないとき、又は優先契約交渉事業者が本契約の締結を辞退したとき。

　（3）提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。

　（4）その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

１３．その他

（1）本プロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とする。

　（2）参加申込（参加承諾）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式７）を提出すること。

（3）企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前の本市の了承を得なければならない。

（4）業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。

　（5）提出書類等の追加、修正及び再提出は認めない。

　（6）提出書類等は返却しない。

（7）審査により選定された提案者は、選定の翌日から予定業者となり、再度細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。

（8）契約書に添付する仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と市と協議の上、決定することとする。

（9）発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

（10）発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。

　（11）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、南丹市情報公開条例（平成18年条例第9号）に基づき提出書類を公開することがある。

（12）次の場合、提出書類等は無効とする。

　　　①提出期限を過ぎて提出された場合

　　　②提出書類等に虚偽の記載があった場合

　　　③提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合

　　　④提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合

　（13）審査内容や審査経過については公表しない。

（14）審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

（15）本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取り扱いを受けることはない。

（16）不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

　１４．事務局

　　　〒６２２－８６５１

　　　京都府南丹市園部町小桜町４７番地

　　　南丹市　福祉保健部　高齢福祉課

　　　ＴＥＬ：０７７１－６８－０００６

　　　ＦＡＸ：０７７１－６８－１１６６

メール：**[k-fukushi@city.nantan.lg.jp](mailto:k-fukushi@city.nantan.lg.jp)**

別表「評価基準」

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 審査項目 | 評価内容 | 配点 |
| 提  案  内  容 | 策定方針 | 業務内容を理解しているか。関連法令、基本指針及び関連計画を理解しているか。 | １０ |
| 企画内容 | 提案内容に説得力があり、事業の目的に結びつく提案になっているか。 | １０ |
| 独創性かつ実現性のある提案になっているか。 | １０ |
| 地域特性を理解した提案となっているか。 | １０ |
| アンケートの内容が本業務を理解した提案となっているか | １０ |
| 業務の推進体制・支援体制 | 業務の従事者について、適正な人事配置となっているか。 | １０ |
| 実現可能で効率的かつ詳細なスケジュールとなっているか。 | ５ |
| 見積内容 | （見積金額は、評価点には加えずに審査を実施する。最高評価点を得た者が複数の場合は、見積金額の最も安価な者を優先契約交渉事業者とする。） | － |
| 組  織  評  価 | 会社規模 | 会社の経営規模、実施体制の妥当性 | ５ |
| 地域性、信頼性  （本市との契約実績） | 南丹市における同種・同類業務の実績 | ５ |
| 策定実績 | 市町村高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の業務実績 | ５ |
| 市町村地域福祉計画策定の業務実績 | ５ |
| 担当者 | 担当者の経験年数、実務実績 | ５ |
| 担当者の説明力、質疑に対する応答 | １０ |
| 合計　　（満点／１００点） | | | １００点 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【配点基準】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 重点項目 | 通常項目 |
| 優れている | １０点 | ５点 |
| やや優れている | ８点 | ４点 |
| 標準 | ６点 | ３点 |
| やや標準に満たない | ４点 | ２点 |
| 標準に満たない | ２点 | １点 |